

第43回 東海・関西学生グライダー競技会

43rd TOKAI-KANSAI STUDENT'S GLIDER COMPETITION
IN OHNO



2023年10月21日(土)～10月29日(日)
岐阜県揖斐郡大野町 大野グライダー滑空場

主催 公益財団法人日本学生航空連盟

第43回 東海・関西学生グライダー競技会 要項

- 名 称** 第43回 東海・関西学生グライダー競技会
- 主 催** 公益財団法人日本学生航空連盟
- 後 援** 岐阜県 福井県 海津市 愛西市 羽島市 坂井市 大野町
(株)朝日新聞社 (株)日刊スポーツ新聞西日本
東海・関西学生航空連盟
- 協 賛** 飛行神社 (株)宮本商行 清水医院 福井空港(株)
朝日新聞総合サービス(株)
- 開催地** 岐阜県揖斐郡大野町 大野グライダー滑空場
- 宿 舎** 大野グライダークラブ八木宿舎、中之元宿舎
- 期 日** 競技期間 2023年10月21日(土)～10月29日(日)
集合日 10月20日(金)
開会式 10月21日(土)午前10時 式後競技
競技前半戦 10月21日(土)～23日(月)
競技後半戦 10月27日(金)～29日(日)
閉会式 10月29日(日)競技終了後 午後3時
- 競技種目** 周回コース速度競技および滞空時間(ウインチ曳航による)
- 出場予定** 東海・関西地区加盟校より12チーム(1校1チーム)
- 競技会本部・連絡先** 本部:大野グライダークラブ中之元事務所・宿舎
〒501-0565 岐阜県揖斐郡大野町中之元34番18
電話/FAX:0585-52-9418

競 技 会 役 員

(敬称略)

競技会会長	日本学生航空連盟 専務理事	谷 川 史 郎
副 会 長	日本学生航空連盟関西地区連絡会会長 大阪大学航空部長	福 本 信 次
〃	日本学生航空連盟東海地区連絡会会長 岐阜大学航空部長	高 橋 周 平
顧 問	朝日新聞社 航空部部長	田 中 孝 文
	日本学生航空連盟関西地区評議員 大阪大学名誉教授	那 須 正 夫
	日本学生航空連盟東海地区評議員 愛知学院大学航空部長	蛸 島 直
参 与	日本学生航空連盟 東海・関西地区加盟校 航空部長 (順不同)	
愛知工業大学	中山 雄行	立命館大学 吉岡 修哉
名古屋工業大学	岡本 茂	大阪公立大学 辻井 利昭
名古屋大学	荒井 政大	京都大学 丸山 敬
名城大学	松田 淳	神戸大学 浅野 等
南山大学	坂本 登	龍谷大学 岸本 直之
同志社大学	宮本 博之	福井大学 吉田 達哉
関西大学	倉田 純一	大阪工業大学 羽賀 俊雄
関西学院大学	北原 和明	

競 技 会 実 行 委 員

(敬称略)

実行委員長	東海・関西学生航空連盟 代表理事	太田 泰史
競技委員長	日本学生航空連盟 大野滑空場担当 福井訓練所長	田口 昇
競技委員	大阪公立大学 監督	松村 友進
〃	名古屋大学 監督	長濱 孝胤
〃	東海・関西学生航空連盟 指導員	若 干 名
審判委員長	大野滑空場管理運営委員長・名城大学コーチ	堀田正二郎
審判委員	大阪工業大学 監督	辻埜 孝義
整備委員長	日本学生航空連盟 大野滑空場担当 福井訓練所長	田口 昇
整備委員	大阪大学航空部監督	山崎 徹也
救護委員長	大阪工業大学 監督	辻埜 孝義
救護委員	日本学生航空連盟 東海・関西地区学生委員	若 干 名
総務委員長	日本学生航空連盟 事務局長	深田 浩
総務副委員長	大野グライダークラブ会長 愛知学院大学航空部教官	岸 恒夫
総務委員	東海・関西地区学生委員	若 干 名
学生運営委員長	東海地区委員長 名古屋大学	細田 凌我
	関西地区委員長 立命館大学	澤山 彰太

以上

出場選手一覧

地区	ゼッケン	大学	氏名	学年	性別	チーム リーダー	資格	総飛行時間 (回数)
東海地区	1	名古屋大学	えだ りゅうしん 江田 龍信	4	M		練許	26+32 (205)
	2		さかもと たかや 酒本 貴也	4	M		練許	12+18 (106)
	3		ほそだ りょうが 細田 凌我	3	M	○	練許	24+12 (181)
	5		まつい ひびき 松井 響輝	2	M		練許	19+09 (136)
	6		いしわた あんじゅ 石綿 杏樹	2	F		練許	12+18 (100)
	7	岐阜大学	のま ゆうせい 野間 裕誠	4	M	○	練許	18+56 (172)
	8		なかむら あかり 中村 星	4	F		練許	12+55 (107)
	関西地区	9	大阪工業大学	しげまつ りょうた 重松 凌太	4	M	○	練許
10		わたなべ みつる 渡邊 充		2	M		練許	17+23 (131)
11		大阪大学	みつだ りゅういち 満田 龍一	4	M	○	自家用	68+31 (396)
12			いなみ かずお 稲見 和雄	4	M		練許	18+02 (131)
13			こやま わかな 小山 和佳奈	2	F		練許	27+54 (194)
14			みずたに たいち 水谷 太一	2	M		練許	15+11 (119)
15		立命館大学	くめだ かずお 久米田 員男	3	M		自家用	46+09 (196)
16			さわやま しょうた 澤山 彰太	3	M		自家用	34+34 (158)
17			にしだ けんざぶろう 西田 健三良	3	M	○	練許	36+53 (166)
18			たした ひかる 田下 輝	2	M		練許	22+42 (109)
19		関西学院大学	おおの つむぐ 大野 紬	4	M	○	練許	15+53 (144)
20			わたなべ しの 渡邊 詩乃	4	F		練許	15+03 (127)

地区	ゼッケン	大学	氏名	学年	性別	チーム リーダー	資格	総飛行時間 (回数)
関西地区	21	京都大学	さかもと かずき 坂本 和樹	4	M	○	自家用	42+43 (212)
	22		おおつか りく 大塚 陸	4	M		練許	35+42 (216)
	23		すずき はるゆき 鈴木 陽之	3	M		練許	36+04 (213)
	24		まつたに のりひさ 松谷 宜尚	3	M		練許	22+23 (191)
	25		いしかわ あゆむ 石川 歩睦	3	M		練許	26+25 (194)
	26	神戸大学	ほそぎ たかひろ 細木 貴博	3	M	○	練許	14+44 (114)
	27	関西大学	なかつ ほくと 中津 北斗	3	M	○	練許	20+02 (144)
	28		やまもと じゅんのすけ 山本 隼之介	3	M		練許	14+18 (93)
	29		いちぎ ゆきね 一木 幸音	3	F		練許	16+28 (126)
	30		いたざわ たける 板澤 武	4	M		練許	16+10 (150)
31	もり りょうま 森 凌真		4	M		練許	19+23 (138)	
32	同志社大学	うちの ともひと 内野 智仁	4	M	○	自家用 (申請中)	35+24 (162)	

※ 以上10校 31選手。ゼッケン番号4は欠番。

※ 自家用：自家用操縦士技能証明書 練許：航空機操縦練習許可書

※ 資格および飛行時間・回数は申込時点（2023/10/6）のものです。

競 技 会 規 定

【総 則】

- 第1条** 本競技会は日本学生航空連盟東海・関西学生グライダー競技会（以下 本競技会という）と称する。
- 第2条** 本競技会は公益財団法人 日本学生航空連盟（以下、本連盟という）定款第3条の定めるところにより、競技を通じて学生グライダースポーツの向上と健全なる心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条** 本競技会の成績により、全日本学生グライダー競技大会へ出場する東海・関西地区選手の選考を行う。

【本 部】

- 第4条** 本競技会は本部を本競技会開催地におく。本部は競技会の運営を統括する。
- 第5条** 本競技会に次の役員をおく。
競技会会長 1 名、 副会長 2 名までとする。
競技会会長は競技会の運営を総理し、本競技会のすべての事務を統括する。
競技会副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時は、その 1 名はその職務を代行する。

【顧問 参与】

- 第6条** 本競技会には、顧問および参与をおくことができる。顧問は会長の相談に応じ、参与は競技会の運営に参与する。

【委 員】

- 第7条** 本競技会の事務を処理するため、本部に総務、競技、整備、審判、救護ならびに学生運営の各委員を若干名おく。各委員は次に定める事務分掌に従って、それぞれ所管の事務を処理する。
- 第8条** 総務委員は次の事務を分掌する。
- (1) 一般庶務に関する事項
 - (2) 競技会の経理に関する事項
 - (3) 設営に関する事項
 - (4) 接待、渉外に関する事項
 - (5) 警備に関する事項
 - (6) 他の所管に属しない事項
- 第9条** 競技委員は次の事務を分掌する。
- (1) 競技の進行に関する事項
 - (2) 競技用機材に関する事項
 - (3) 気象に関する事項
 - (4) 競技記録に関する事項
 - (5) 放送発表に関する事項
 - (6) 運航管理全般に関する事項
- 第10条** 整備委員は次の事務を分掌する。

- (1) 滑空機等の整備に関する事項
- (2) 機材、競技用具、資材、工具等の整備に関する事項
- (3) 機材の修理に関する事項

第 11 条 審判委員は次の事務を分掌する。

- (1) 競技の審判に関する一切の事項

第 12 条 救護委員は次の事務を分掌する。

- (1) 救護に関する全般の事項
- (2) 出場選手の健康管理に関する事項

第 13 条 学生運営委員は次の事務を分掌する。

- (1) 総務、競技、整備および救護の各委員を補佐する
- (2) 宿舎、食事に関する事項

【資格審査】

第 14 条 本競技会の参加資格を審査するため、資格審査委員会をおく。資格審査委員会は 総務委員、競技委員、審判委員で構成する。

資格審査委員会は次の基準により、出場選手の資格審査を行う。

- (1) 本連盟加盟大学航空部員であること
- (2) 在学 4 年以内であること（休学年数は含まない）
- (3) 休学中でないこと
- (4) 出場選手は有効な技能証明（自家用操縦士 滑空機上級）を所持するもの、または有効な航空機操縦練習許可書を有し単独飛行の経歴を有する者
- (5) 本連盟諸規定に違反しない者

【チーム編成】

第 15 条 出場チームは 1 校 1 チームとし、1 チームの選手は 5 名以内とする。またチーム編成で学校間、地区間の混成を認める。

以上

競技会規則

(総 則)

1. この規則は「東海・関西学生グライダー競技会」(以下、競技会という)における競技の運営について定める。
2. この規則は競技会の競技種目、実施の方法および各種競技の成績順位を定め競技会の適正な運営を図ることを目的とする。

(競技種目)

3. 競技種目は次の通りとする。
周回コース速度競技および滞空時間。

(参加及び選手資格)

4. 競技に参加する選手は1チーム5名以内で編成し、チームごとに指定の申込書により申し込むものとする。
5. 選手資格は、競技会規定14条による他、競技で単独での運航をする選手は次の条件を満たすものとする。
 - (1) 集合日までにスピン講習を受講しフルスピン経験を有する者。
 - (2) 集合日までにメンタルトレーニング講習を受講した者。
6. 資格審査委員会は総務委員、競技委員、審判委員で構成する。

(発航権)

7. 発航権はチーム単位で有する。1回目の発航の順位は抽選により決め、2回目以降の発航の順位は着陸順とする。抽選は競技の成立を問わず、毎日行う。
8. 発航するチームは、搭乗者、競技機を2発前に発航する機体が離陸するまでに申し出なければならない。
9. 競技機は、地上機体1機、または飛行中の機体複数機を決定することができる。ただし飛行中の機体複数機を決定した場合、最初に着陸した競技機を使用しなければならない。
10. 1つ前のチームが発航出来ないと申し出があった場合は、その次のチームはすみやかに搭乗者名、競技機名を申し出なければならない。
11. 発航権を持っているチームは、曳航索が到着した時点から3分以内に発航できない場合は発航したものとみなし、発航権は次の順位のチームに譲る。

(競技機材)

12. 競技機は上級機とし、単座機はスタンダードクラスまでとする。

13. 競技機はいずれも有効な耐空証明を有するものでなければならない。
14. 競技機はじめトレーラー、無線機、携帯電話、GPS、など、参加するため必要な機材、装備品は、参加者が準備するものとする。

(保 険)

15. 競技機には、参加者の負担において、第三者賠償責任保険、機体保険、および搭乗者傷害保険（団体旅行傷害保険、スポーツ安全保険）に加入契約するものとする。

(競技の運営)

16. 競技はすべての競技委員の指示に従って行う。
17. 競技空域は別紙に定める空域とする。
18. 競技の開始は原則として 10 時とし、最終発航は 15 時とする。
19. 当日のタスクは競技委員が選定し、競技の開始前に発表する。
20. 競技は当日参加したチームのすべてが 1 回の発航を終えたとき成立する。
21. 競技機の飛行は離陸によって始まり着陸をもって終了し、その飛行成績は競技機の離脱に始まり到着または着陸によって終わる。
22. 競技機の「出発」とは、競技機が曳航索を離脱したときとする。
23. 競技機の「到着」とは、競技機がその飛行の終了にあたり指定されたフィニッシュリングを通過した時刻で高度 AGL300m以上とする。
24. 競技機の「着陸」とは、飛行を終わって着陸し、静止したときをいう。
25. 競技機は競技委員の定めるガイドライン高度以上で飛行する。
26. 競技機の「旋回点への到着」とは、競技機が旋回点の垂直上方、またはその点の外側上方を通過した時をいう。
27. 競技機は GPS 機器を搭載し、出発時刻と到着時刻、及び規定旋回点とゴールまでのルートをガイドライン高度以上及び空域範囲内で飛行したことを証明する。
競技機の「旋回点への到着」細則第 11 項 (3) に定める範囲内にトラックファイルのプロットが到達したことにより証明する。
28. GPS データはその日の競技終了後、競技委員が指定する時刻までに競技委員に提出する。
29. 競技中における指示、連絡、通報などは原則として滑空訓練用携帯無線機を使用する。

(飛行成績)

30. 飛行速度は、指定された距離を飛行時間で割って得られる速度とする。
31. 飛行時間は、出発時刻から到着時刻の間に経過した時間とする。
32. 滞空時間とは、競技機が離脱してから着陸の為、接地するまでの間に経過

した時間とする。

33. 飛行距離は、地図上の各点の座標から計測された距離とする。
34. 競技者の飛行成績は、次に定める採点方法の計算式に当てはめて算出し、順位を決定する。ただし、小数点以下は切り捨て。到着線に到着しなかった場合の速度得点係数は「ゼロ」とする。

採点方法

$$P : \text{得点} = 500 \times (Rd + Rv) \times f \times HC + Rt$$

Rd : 距離得点係数 = (各選手の飛行距離) / (当日の最大飛行距離)

Rv : 速度得点係数 = (各選手の数) / (当日の最高速度)

f : デリファクター = 当日の採用された飛行回数 / 当日の競技参加チーム数)

HC : 機種毎に定めたハンディキャップ係数 (後述)

Rt : 滞空得点 = 離脱後10分経過以降、1分毎に1点。

- ※ 採用された飛行回数には、滞空時間のみ得点した飛行を含む。
- ※ f 値が 0.7 以下の場合 f=0.7 とし、1 以上の場合 1 とする。
- ※ 距離、速度点を得点した競技機は Rt は 0 点とする。
- ※ TP1 に到達後、TP2 に到達せずに帰投したときは、TP1 までの片道の距離点のみ与える。
- ※ TP1、TP2 に到達し、帰投して到着線を通り過ぎなかったときは、TP1 ~ TP2 までの片道の距離点のみ与える。
- ※ HC には、使用する機種に応じて以下の値を適用する。

DISCUS、LS4、LS8、ASW24、ASW28	0.90
ASTIR (引込脚)	0.95
ASK23、SZD51、ASK21、ASTIR (固定脚)	1.00
K8、ASK13	1.10

(表彰)

35. 得点合計最高位から 6 位までの団体、個人を表彰する。1 チーム 2 名以上の同一大学の選手が競技飛行しなければ、団体成績は与えず選抜成績とする。
36. 自家用操縦士技能証明所持者が所属する団体上位 6 チームを全日本学生グライダー競技大会出場チームとして選抜する。全日本学生グライダー競技大会には自家用操縦士技能証明所持者のみが出場する。
37. 1 人でチームを構成している場合、及び同一大学の選手が 2 名以上いない混成チームは団体成績の対象とならないが選抜成績で全国大会の選考の対象とする。

(審判)

38. 審判委員は競技者からの苦情 (申し立ては文書で成績発表後 30 分以内)

や順位に関する諸問題を決定し、緊急問題を裁断する。

(飛行の安全)

39. 競技会期間中の飛行はすべて航空法、令、規則および日本学生航空連盟訓練関係諸規則に則り、安全に行わなければならない。
40. 上記の諸規則に違反したときは、その飛行は減点または無効とする。
場外着陸その他危険を生じる飛行をしたときもこれに準じて取り扱う。
41. 競技機が着陸のため進入するときは、競技委員の指示に従うものとする。
42. 競技機の飛行速度は、各機の飛行規程に示された範囲でなければならない。
43. 競技者は、飛行の安全のため万全を期さなければならない。特に他の競技機との間のいかなる危険行為を避けることに絶えず留意しなければならない。
44. 操縦練習生は競技委員同乗とする。また競技委員は必要に応じて同乗することができる。
45. 選手の飛行能力に応じた競技機の指定を、競技委員が行う場合がある。

(補 足)

46. 緊急の場合はこの規則にかかわらず、競技者は自己の安全のため最善の方法をとることができる。

以上

競技会細則

1. この細則は東海・関西学生グライダー競技会規則（以下規則という）に基づき「東海・関西学生グライダー競技会」の運営に適用する。
2. 周回コースは次の各群から選んだ1地点間を結ぶ三角コースとする。

旋回点	旋回点座標	
大野滑空場	35° 26' 51.7"N	136° 36' 15.4"E

脛永橋（南詰）	35° 28' 20.1"N	136° 34' 16.1"E
井ノ口橋（西詰）	35° 29' 18.8"N	136° 32' 36.3"E

運動公園	35° 29' 13.3"N	136° 37' 22.3"E
大野橋（東詰）	35° 29' 10.2"N	136° 39' 34.8"E
大野町役場	35° 28' 14.9"N	136° 37' 42.6"E

根尾川大橋	35° 25' 50.5"N	136° 38' 06.3"E

フィニッシュラインは中小学校を中心とした半径500mのリングとし、高度300m（AGL）以上で通過するものとする。

中小学校（南東）	35° 27' 17.8"N	136° 36' 41.7"E
----------	----------------	-----------------

※滑空場から各旋回点、ゴール(GL)に至る距離は以下の通りとする。

→脛永橋 S 4.057km	→大野町役場 9.254km	→GL 11.089km
	→運動公園 9.021km	→GL 12.232km
	→大野橋 E 12.221km	→GL 17.289km
→井ノ口橋 W 7.142km	→大野町役場 15.093km	→GL 16.928km
	→運動公園 14.335km	→GL 17.546km
	→大野橋 E 17.669km	→GL 22.737km
→大野町役場 3.377km	→脛永橋 S 8.574km	→GL 12.212km
	→井ノ口橋 W 11.328km	→GL 18.044km
→運動公園 4.686km	→脛永橋 S 9.650km	→GL 13.288km
	→井ノ口橋 W 11.879km	→GL 18.595km
→大野橋 E 6.591km	→脛永橋 S 14.755km	→GL 18.393km
	→井ノ口橋 W 17.118km	→GL 23.834km

3. 発航方法はウインチ曳航とする。発航に必要な機材は出場チームが準備する。

4. 運航管理上の理由により出場チーム数は最大12チームとする。
5. 出場申し込みは選手5名以内でチームを編成して行なう。チームは別々の大学からの混成も可。また同一大学からの出場は1チームとする。
6. 競技機は全チーム共用で6機までとする。
7. 参加費は申し込み時に徴収する。
8. 規則14にいう保険は次の通りとする。

第三者賠償保険

3億円以上

搭乗者傷害保険

(国内旅行傷害保険、スポーツ安全保険) 5,000万円以上(一人につき)

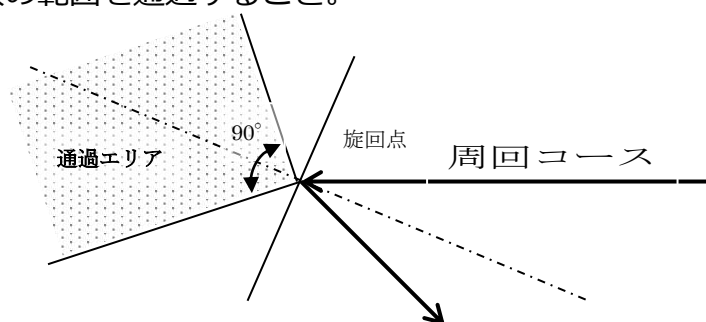
9. 競技の運営は規則16~29によるほか、細部は次によって行う。
 - (1) 競技機の最初の発航順位は抽選によって決定する。2回目以後の発航順位は場周コースに入った順とする。
 - (2) 索切れ及びウインチ不調の場合は再発航することができる。その場合は「キャンセル」を宣言して、着陸後すみやかに再発航の準備をする。準備が終了した段階で発航権を得る。
 - (3) 周回後、フィニッシュリングを通過するときは、「ゴール機優先」とし他機警戒について十分な注意を払い、他機を妨害するような行為をしてはならない。旋回点は周回方向と同じ方向に旋回して通過する。
 - (4) フィニッシュリングへはAGL300m以上で指定方向から進入するものとする。
10. 競技機の装備など。
 - (1) 使用できるGPS機器は、下記(A)~(C)のいずれかに該当し、IGC形式(.igc)のトラックファイルにてデータの出力が可能な機種とする。
スマートフォンやタブレット類の機器の使用は認めない。
 - (A) FAI/IGC認定FR(気圧高度計式)
 - (B) FAI/IGC認定PR(GPS高度計式)
 - (C) 汎用機で、GPS電波高度または気圧高度方式の高度計を有するもの。尚、気圧高度計により気圧高度をトラックファイルに記録するものは、5年以内にキャリブレーション(校正)を受け、2000mまでの校正表の誤差が30mを超えないものとする。
またGPS高度により飛行高度を証明する場合には、規定高度に100mのマーヅンを加味することを要求する。
 - (2) 予備器について以下のように定める。
 - (A) 主器と予備器は事前に競技委員に提出し承認を受け、主器の飛行記録に不備がある場合のみ予備器のデータを判定に使用する。
 - (B) 予備器も(1)の要件を満たすものとする。
 - (C) 飛行記録に不備がある場合とは、電源が入っていないで記録できて

いない場合や、プロット位置が大幅にずれている場合をいう。プロット位置や高度の僅かな誤差は不備と認めない。

- (3) GPS 機器からトラックファイルをダウンロードする際は、競技委員立ち会いのもとに行う。
- (4) トラックファイルの提出対象は以下の通りとする。
 - (A) 得点のある場合。
 - (B) その他、競技委員または審判委員から特に要請のあった場合。
- (5) 使用する地図プロット解析ソフトウェアは「SeeYou」とする。
- (6) トラックデータの記録間隔は最も頻度の高い設定にする。
- (7) 翌日競技開始までバックアップ含めすべてのトラックファイルを消去しないこと。
- (8) 重心位置を調整するバラスト、バッテリー等は確実に固定されること。
- (9) 連絡の為に携帯電話を搭載すること。

11. 旋回点通過の証明。

- (1) GPS 機器は選手が準備し、競技委員の確認を受けて使用する。
- (2) 毎飛行ごとに出発にひきつづき旋回通過がプロットされていること。
- (3) 旋回点は次の範囲を通過すること。



12. 競技の個人成績は、各個人の競技日ごとの最良得点の合計とする。

競技の団体成績は、各チームごとの個人成績の合計とする。

13. 採点の特例など。

飛行の安全上、競技の途中で気象条件が連盟で定める訓練基準を越えた場合には、その時点までの得点を飛行得点とし、全機競技委員の指示に従って着陸するものとする。

14. 規則 39～46 による競技の安全について、細部を次の通りに定める。

- (1) 飛行は昼間有視界飛行方式 (VFR) のみとする。
- (2) 同一および接近する上昇風帯 (以下上昇風帯という) における競技相互間のセパレーションなどは次の通りとする。
 - (A) 先に旋回中の競技機を優先する。
 - (B) サーマルにエントリーする機体は先入機に無線でコンタクトして、了承を得てエントリーする。
 - (C) 先入機と同一方向に同心円で旋回する。

- (D) 競技機は相互の経路が交差する飛行をしない。
 - (E) 競技機は相互に高度差 150m以上を維持する。
 - (F) 上方の競技機を追い越すときは、他の上昇気流を使う。
 - (G) 競技機は相互に他機を視認できる位置を保つ。
 - (H) 同高度近くでは、最も接近する旋回経路の間隔が 500m以上の距離を維持する。
 - (I) 互いに視認できない時は、その上昇風から離脱する。
- (3) 制限速度など。
- (A) 競技機の飛行速度は、各機の飛行規程に示された速度限界内で競技機を安全確実に操作できる速度以下でなければならない。
 - (B) 曲技飛行など大きな姿勢変化を伴う飛行を行ってはならない。
- (4) 不時着など。
- (A) 可能な限り不時着を避けるための飛行経路をとり、高度を維持する。
 - (B) 万一に備え競技者は、あらかじめ飛行コース近辺に不時着場を設定し、必ず実地踏査を行い、機体の回収方法についても検討しておく。
 - (C) 大野滑空場以外に着陸した場合は、電話により速やかに本部に報告し、場外着陸した競技者は、その土地の所有者または管理者を調べ、本部に報告する。
 - (D) 競技者は地図、救急用具、携帯電話、電話メモ、その他必要な用具を搭載し、飛行の障害にならぬよう確実に固定しておく。
- (5) 場周経路付近（滑走路中心線から約 2 km 以内）の飛行について。
- (A) 競技機が集中し規定の高度差、距離が保てない場合は、次の競技機の発航をしない。
 - (B) 競技委員は高度 AGL500m 以下で滞空している競技機に他空域へ移動を命ずることができる。また高度 AGL250m 以下で飛行している競技機に着陸を命ずることができる。
15. 報告の義務および無線通信。
- (1) 旋回点を通過する場合は原則として直前に「位置、高度」を通報する。
 - (2) フィニッシュラインを通過する場合は 2 km 以上手前で「位置、高度」を通報し、競技委員の了解を受ける。
 - (3) 外部から場周経路に進入する場合は、定められた飛行方法で行う。
 - (4) 競技機は 10 分間以上受信送信がない場合、競技委員と無線チェックを兼ね現在位置、高度を通報する。
 - (5) 通信不能の場合は、ただちに滑空場に帰り着陸しなければならない。通信不能機は、ピスト横に来るまで翼を大きく振り、通信不能であることを表示する。

(6) 競技機の無線通信は、混信を避け必要最小限に行う。

16. 減点など。

この規則、細則に違反したり、違反を黙認した選手は減点または失格とする。

- (1) 不注意による過失 50 点の減点
- (2) 規則・指示違反 100～200 点の減点
- (3) 危険な飛行、場外着陸は当日または全期間を失格

17. その他。

- (1) 競技期間中に競技機が損傷を受けた場合は、整備委員に報告し、修理することができる。ただし事故扱いとなった場合は調査が終了するまで、現状を保持しなければならない。
- (2) 競技機以外の航空機は競技の進行中に、競技に影響を及ぼす可能性のある飛行を行ってはならない。
- (3) 競技委員は毎日ミーティングを行う。ミーティングには各チームリーダーは必ず出席しなければならない。ミーティングの際、指示する飛行上、安全上の事項は補充規則とみなされる。

減点・失格の基準

	減 点
1.〔GPS 機器〕	
電源OFF (滞空時間得点のみ)	1 0
2. ガイドライン高度違反	
危険度の低いもの	5 0
故意によるもの	1 0 0
3. 空域違反	2 0 0
故意に違反したもの	当飛行失格
4. セパレーション違反、他機の妨害など	
競技期間を通じて1回目の警告	1 0 0
" 2回目の警告	2 0 0および当日失格
" 3回目の警告	以後失格
※得点があればマイナスとはしない。減点後の得点がマイナスになる場合は当概飛行得点を0点とする。	
5. 低空飛行	2 0 0
危険なもの	当飛行失格
特に危険なもの	以後失格
6.〔無線通信〕	
不良 速やかに着陸	0
不通	当飛行失格
7. 場外着陸	当飛行失格

8. 危険な飛行	当日失格
故意、技量未熟	以後失格
9. 申込みなどに虚偽	全期間失格
10. その他、規則、細則、指示違反	
危険度の低いもの	50～100
故意、危険なもの	200～全期間失格
	以上

競 技 会 小 史

西暦	回	期 間	場 所	個人優勝	大学名	団体優勝校
1981	1	10/24~10/29	福井空港	粟野 国雄	関 大	
1982	2	10/24~10/29	"	三輪 仁	名 大	*記録会
1983	3	10/19~10/24	"	金石 真一	同 大	同志社大学
1984	4	10/17~10/23	"	河邑 英樹	名工大	名古屋工業大学
1985	5	10/15~10/21	"	吉田 茂永	関学大	関西学院大学
1986	6	10/20~10/27	"	岡田 泰三	大府大	大阪府立大学
1987	7	10/21~10/25	"	山本 純正	岐 大	岐阜大学
1988	8	10/26~10/31	"	内藤 勝義	阪 大	大阪大学
1989	9	10/27~11/1	"	八田 晋	名 大	名古屋大学
1990	10	10/24~10/29	"	松田 剛	同 大	同志社大学
1991	11	10/26~10/31	"	田ノ上彰一	関 大	同志社大学
1992	12	10/25~10/30	"	三好 勝也	立命大	立命館大学
1993	13	10/23~10/31	"	松山 健史	立命大	立命館大学
1994	14	10/22~10/30	"	山田 啓晶	立命大	立命館大学
1995	15	10/22~10/29	"	椿山 賢	岐 大	名古屋大学
1996	16	10/21~10/28	"	楳山 享佐	名 大	大阪大学
1997	17	10/21~10/28	"	嘉戸 慎吾	龍 大	龍谷大学
1998	18	10/21~10/28	"	中野 誠司	名 大	名古屋大学
1999	19	10/21~10/28	"	鈴木 良典	名城大	名城大学
2000	20	10/17~10/24	"	小林 剛士	名城大	名城大学
2001	21	10/14~10/21	"	小川 純平	阪 大	名古屋大学
2002	22	11/11~11/18	木曾川滑空場	奥村 仁	立命大	立命館大学
2003	23	11/15~11/22	"	奥村 仁	立命大	立命館大学
2004	24	11/14~11/21	"	嶋澤 善大	名 大	名古屋大学
2005	25	11/12~11/19	"	鈴木 章充	名 大	名古屋大学
2006	26	11/ 5~11/12	"	片岡 優司	立命大	関西大学
2007	27	11/11~11/18	"	橋詰 将広	大工大	大工大・京都大
2008	28	11/ 9~11/16	"	重田 心平	同 大	同志社大学
2009	29	11/ 8~11/15	"	満仲 敦	大阪大	大阪大学
2010	30	11/ 7~11/14	"	谷口 竜也	大府大	大阪府立大
2011	31	11/ 7~11/14	"	中西 翔平	京都大	名古屋大学
2012	32	11/ 5~11/11	"	堀 雄一	名 大	名古屋大学
2013	33	11/4~11/10	"	植村 航	立命大	立命館大学
2014	34	11/2~11/8	"	中村 早智	名 大	名古屋大学
2015	35	11/1~11/8	大野滑空場	守法 亮佑	名 大	名古屋大学
2016	36	(10/10に関東地区競技会で墜落事故が発生したため中止)				
2017	37	10/29~11/5	大野滑空場	古川 達也	名工大	名古屋大学
2018	38	10/28~11/4	大野滑空場	小山 雅裕	名 大	名古屋大学
2019	39	10/27~11/3	大野滑空場	細木 雄斗	名 大	名古屋大学
2020	40	新型コロナウイルス流行のため中止				
2021	41	新型コロナウイルス流行のため中止				
2022	42	10/22~10/30	大野滑空場	満田 龍一	阪 大	京都大学

JSAL

Japan Students Aviation League



SINCE 1930

公益財団法人 日本学生航空連盟

〒105-0004

東京都港区新橋 1-18-2 明宏ビル本館 5F

TEL:03-6206-1235

FAX:03-6206-1357

E-mail: contact@jsal.or.jp

<https://www.jsal.or.jp>